

京都市消防局訓令乙第19号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防署事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第1条予防課の項第9号中「遠隔移報システム等」を「即時通報」に改め、同項第15号中「予防査察」を「査察」に、「違反是正」を「違反処理並びにこれらに伴う事務の統轄」に改め、同条警防課の項第21号中「予防査察」を「査察」に改め、「及び」の右に「違反処理並びに」を加える。

第2条第36号中「予防査察」を「査察」に改め、「及び」の右に「違反処理並びに」を加える。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)